

和歌山市危機管理指針

平成20年8月策定

令和4年3月改訂

和歌山市

和歌山市危機管理指針

第1章 総則

第1 目的

この指針は、最近における社会経済情勢の多様化と急激な変化に伴い、市民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす緊急事態、いわゆる「危機」は自然災害にとどまらず様々な態様で出現していることにかんがみ、危機事象が本市及びその周辺において発生した場合において、和歌山市が実施する危機管理の基本的、共通的な事項について定め、和歌山市の危機管理機能の強化を図ることを目的とする。

第2 定義

1 危機

危機とは、市民の生命、身体又は財産若しくは社会経済活動、日常生活に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事態をいい、次に掲げる3態様に分ける。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等及び緊急処理事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2号及び第3号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」をいう。

また、緊急処理事態とは、同法第22条第1項で定められている事態をいう。

(3) 特定危機事象

特定危機事象とは、上記(1)及び(2)以外のテロ、感染症、環境汚染等の危機事象をいう。

2 危機管理

危機管理とは、市民への被害を最小限に抑えるための平素の備えや、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、安全で安心できる市民生活を確保するために実施する危機事象の発生予防、危機状態の解消、被害の軽減、復旧等に係る一連の措置をいう。

第3 危機管理指針と地域防災計画等との関係

本指針は、災害対策基本法に基づく「和歌山市地域防災計画」、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく「和歌山市国民保護計画」並びに本指針に基づく計画に適用し、「和歌山市地域防災計画」又は「和歌山市国民保護計画」に定めがある場合は、同計画によるものとする。

特定危機事象については、本指針に基づく計画に基本的事項を定めるほか、地域防災計画の規定を準用する。

第2章 責 務

第1 基本的責務

市は、危機管理を迅速かつ的確に行うため、市の有する機能を統合するとともに、関係機関・団体、他の地方自治体、地域住民等と連携し、危機に関わる対策を総合的に推進しなければならない。

第2 各局・部・課の責務

1 総合力の発揮等

各局・部・課は、それぞれにおける危機管理に関する機能・能力を高めるとともに、資料・情報の共有、人的・物的な支援・協力等緊密に連携して和歌山市の総合力を最大限に発揮しなければならない。

2 事前措置の徹底

各局・部・課は、平素において危機管理に関する資料・情報の収集、調査・研究を行い、計画の作成、基礎資料の整理、装備資器材の整備等の事前措置を徹底しなければならない。

第3 職員の責務等

1 職務に関する責務

職員は、常に危機管理に関する知識・技能を習得するとともに、危機に備えて資料、装備資器材の適切な整理・保管等に努めるほか、危機事象が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、直ちに危機管理に関する業務に従事しなければならない。

2 基本的な心構え

職員は、平素において危機から身の安全を守る措置をとるほか、執務時間外、休日等において連絡先を明確にするなど、危機に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第3章 危機管理の推進体制

第1 危機管理局長の役割

危機管理局長は、別に定めのあるほか、市長の命を受けて市長の権限に属する事務の内次の事務を行う。

- (1) 各局・部・課に係る危機管理に関する業務を統制、調整すること。
- (2) 複数の部局が関わる危機事象について、それを所管する部局を定め、又は総合調整すること。
- (3) 所管の不明な危機事象について、その初動を指揮すること。
- (4) その他、市長の命じた事項。

第2 危機管理責任者等

1 危機管理統括責任者

危機管理統括責任者は、危機管理局長を補佐するとともに、各部の危機管理責任者を統括する。

危機管理統括責任者は、危機管理部長及び特定危機事象の主務部長をもって充てる。

2 危機管理責任者

危機管理責任者は、危機管理局長を補佐するとともに、局内各部を統制・調整して危機管理業務を推進する。

危機管理責任者は、各局の主管部長をもって充てる。

3 危機管理担当者

危機管理責任者を補佐し、部内の危機管理を推進するものとして、危機管理担当者を指名することができる。

危機管理担当者の指名は、危機管理責任者が行うものとする。

第4章 計画の策定等

第1 特定危機事象の主務部

特定危機事象及びその主務部は、別に定める。

第2 実施計画等の策定

各主務部は、地域防災計画、国民保護計画及び特定危機事象について、法令等に基づく計画を迅速・的確に実行できるよう各部局に係る対策に必要な実施計画を策定するとともに、実施計画を実行するためのマニュアル等を作成するものとする。

第5章 事後対策

第1 市民生活の安定

各局・部・課は、相互に連携して救援、復旧等の事後措置を迅速・的確に行うとともに、行政機能の早期復旧を図り、市民生活の速やかな安定を図るものとする。

第2 事後調査・検証の反映

各局・部・課は、事前措置、危機事象への対処、事後措置等危機管理全体について調査・検証し、その結果を事後の対策・対応に反映させるものとする。